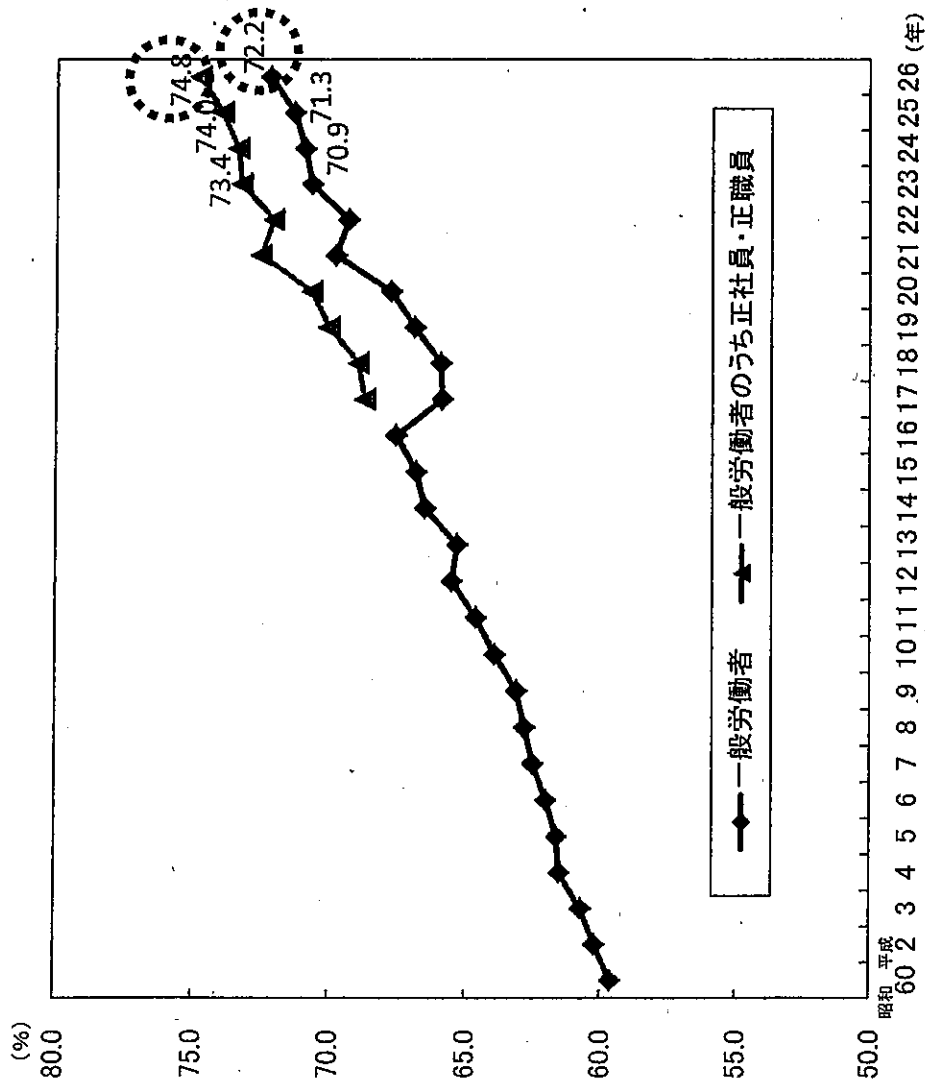


男女間賃金格差

○ 男女間賃金格差は長期的には縮小傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低い。

男女間賃金格差(※)の推移

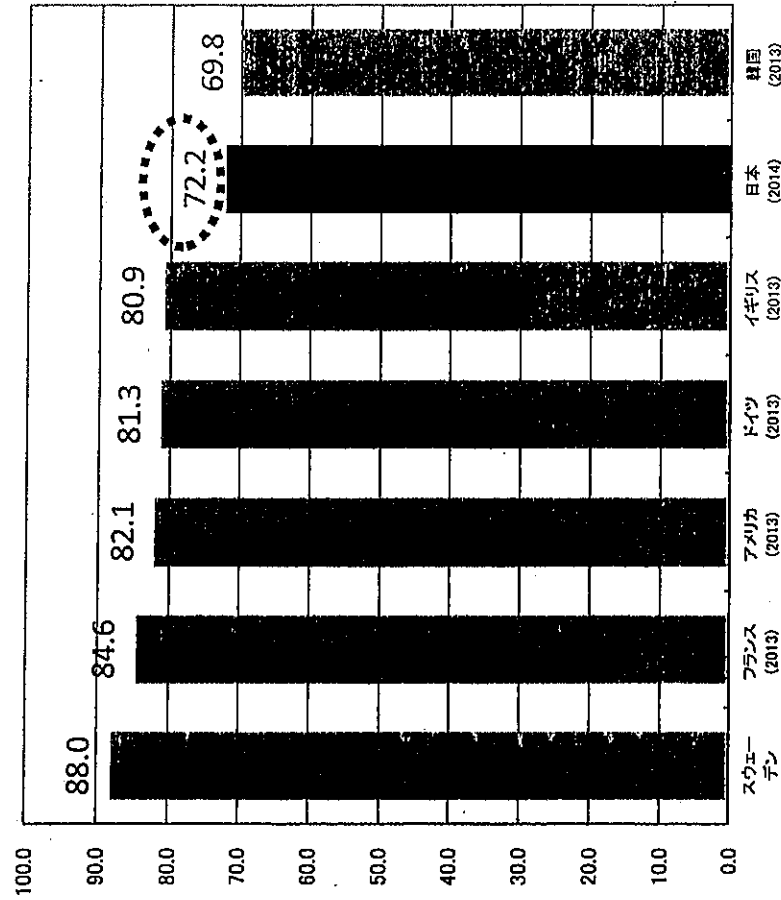
(※) 男性労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性労働者の所定内給与額の値



- 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
- 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
- 3 「正社員：正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

男女間賃金格差の国際比較



資料出所：日本：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」、その他：(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」

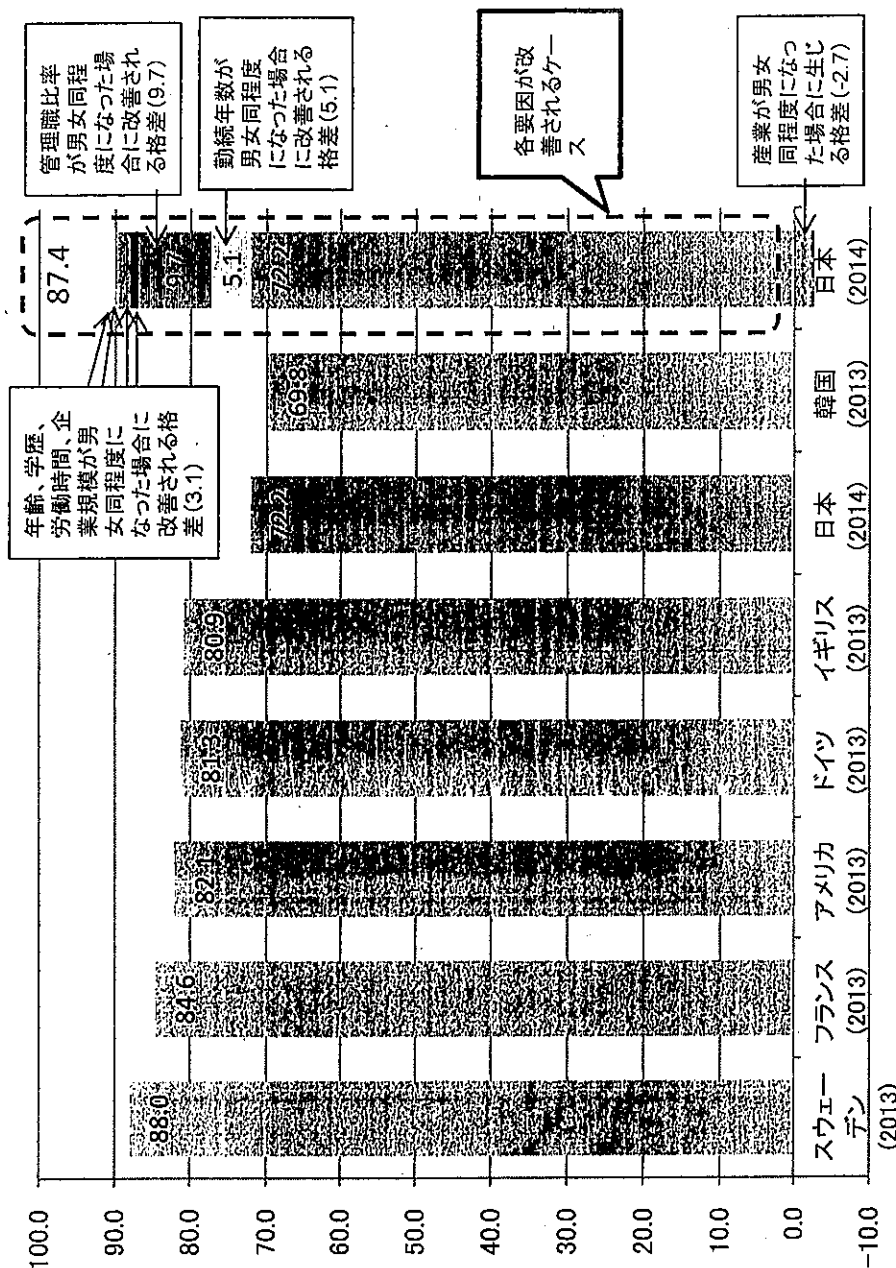
注)原則、全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。フランスの賃金格差は2012年暫定値。

一般労働者(常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者)の男女間賃金格差の要因と国際比較

○ 一般労働者(常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者)の男女間賃金格差は、国際的にみると低水準であるが、管理職や勤続年数が男女同程度になると仮定すると、格差は他の先進国並みになる。

男女間賃金格差の要因(単純分析)

調整した事項	男女賃金格差		男女間格差の縮小の程度 ②-①
	男女間格差 (原数値)①	男女間格差 (調整済み)②	
勤続年数	72.2	77.3	5.1
職階	74.5	84.2	9.7
年齢	72.2	73.3	1.1
学歴	72.2	72.8	0.6
労働時間	72.2	73.1	0.9
企業規模	72.2	72.7	0.5
産業	72.2	69.5	-2.7



※ 上記の他、家族手当・住宅手当の存在により、1.4程度の格差が生じているとの推計がある。(平成16年度「男女間の賃金格差問題に関する研究会報告書」にて試算。)

(資料出所) 日本: 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」及び(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」を用いて厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

(注) 1 「調整前(原数値)」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準

2 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

3 「職階」については、調査対象が「常用労働者100人以上を雇用する企業における、雇用期間の定めのない者」であるため、他の要因と比較する際に注意が必要(他の要因については、「常用労働者5人以上の民営事業所及び常用労働者10人以上の公営事業所」が調査対象)

4 諸外国のデータは原則、全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者(10人以上)の1か月当たり所定内給与額。